

公立大学法人滋賀県立大学施設等の貸付に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 56 号

(趣旨)

第1条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における施設等の貸付けに関しては、別段の定めのあるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(貸付許可の範囲)

第2条 理事長は、他に適当な代替施設等が存在しない場合で、かつ、滋賀県立大学における本来の用途または目的を妨げない場合において、法人の施設等を、法人以外の者に一時的もしくは継続して貸し付けることができる。

2 前項に規定する「本来の用途または目的を妨げない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法人の業務の遂行上その必要性が認められる場合
- (2) 法人の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、一時的または限定的なため、業務運営上支障が生じない場合
- (3) 公共的または公益的な見地から法人の施設等の利用が必要不可欠な場合
- (4) 法人の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、社会的または経済的な見地から妥当と判断される場合
- (5) 法人の職員、学生および来学者等の利便に資する場合
- (6) その他理事長が特別の事情があると認めた場合

(貸付けとみなさない範囲)

第3条 法人の業務遂行のため、法人が提供する次の施設は貸付けとみなさない。

- (1) 施設管理、清掃、警備等の役務を法人以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設(当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として一般化しており、かつ、契約書に施設を提供することが明記されている場合に限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の業務のため、法人が当該施設を提供するものと認められる場合

(貸付許可の手続等)

第4条 施設等の貸付許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、滋賀県立大学施設等貸付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を原則として使用開

始予定日の1ヶ月前までに、財産管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、貸付許可の更新を受けようとするときは、貸付けを許可された期間の満了の2ヶ月前までに申請書を財産管理責任者に提出しなければならない。

- 2 一時貸付許可を申請する場合にあっては、使用日の20日前までに申請書を財産管理責任者に提出しなければならない。
- 3 前項の申請のうち、体育施設の一時貸付許可を申請する場合にあっては、使用日の属する月の前月16日から使用日の7日前までに申請書を財産管理者に提出しなければならない。ただし、大会等特別な行事で、理事長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- 4 財産管理責任者は、前3項の申請が適当であると認めたときは、申請者に対して滋賀県立大学施設等貸付許可書（別記様式第2号）（以下「許可書」という。）を交付するものとする。
- 5 財産管理責任者は、施設等の貸付けを許可するに当たって必要な条件を付した場合は、この条件を許可書に記載するものとする。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要に応じてこれを更新することができる。

- 2 一時貸付を許可する単位は、一日、半日または時間とする。

（使用料）

第6条 施設等を貸し付ける場合の使用料は有料とし、別表1から6に定めるとおりとする。

（使用料の納付）

第7条 施設等の貸付けを許可された者（以下「借受人」という。）は、前条に定める使用料を法人の出納責任者の発する請求書に定める期日までに納付しなければならない。

- 2 一時使用を許可された場合は、使用開始または申請と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、体育施設の一時使用については、申請と同時に使用料を納付しなければならない。
- 3 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、借受人の責めに帰さない理由により施設等を使用できない場合または管理運営上の必要のため貸付許可を取り消した場合は、請求によりその全部を返還するものとする。

（光熱水料等の負担）

第8条 借受人は、電気、ガス、水道等を一定の量をこえて使用する場合は、第6条の使用

料とは別に光熱水料を負担しなければならない。

- 2 借受人は、前項の使用料に加えて、火災保険料、冷暖房費その他管理上の経費が必要となる場合は、その料金を負担しなければならない。

(無償貸付)

第9条 財産管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法人の施設等は無償で貸し付けることができる。

- (1) 法人が、法人の職員または学生等の生活の安定と利便に供し、福祉の増進を図ることを目的として行う事業を法人以外の者に委託する場合
- (2) 信号機、道路標識、掲示板その他公共用もしくは公用に供するものを設置する場合でその敷地面積が僅少な場合
- (3) その他、理事長が法人の業務遂行上特に必要と認めた場合

(使用料の減免)

第10条 財産管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全額または一部を減免することができる。

- (1) その使用目的が、法人の業務遂行上必要である場合
- (2) その使用目的が、教育研究上の効果が高いと判断される場合
- (3) 法人の設立団体が使用する場合
- (4) その他理事長が特別の事情があると認めた場合

- 2 前項の場合であっても、冷暖房費その他管理上の経費が必要となる場合は、その料金を徴収することができる。

(許可の取消)

第11条 財産管理責任者は、借受人が次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じ、または貸付許可を取り消すものとする。

- (1) 貸付許可の条件に違反したとき
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき
- (3) 当該使用により施設等の本来の目的または用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
- (4) 公益を害し、または秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
- (5) 法人において、当該施設等を使用する必要が急遽生じたとき

(原状回復等)

第12条 借受人は、使用が終了したときは、速やかに原状回復のうえ、当該施設等を法人に返還しなければならない。

(弁償責任)

第13条 借受人は、その責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、または亡失したときは、財産管理責任者の指示に従い、直ちに復旧するか、またはその費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年12月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年12月2日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成23年10月1日以降の貸付について適用し、同日前になされた貸付については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年3月6日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学
財産管理責任者 様

申請者 団体名
住 所
氏 名
連絡先

印

滋賀県立大学施設等貸付申請書

下記のとおり、貴法人の施設等の貸付許可を申請します。

記

1 貸付を受けようとする施設等

2 使用目的

3 使用期間

年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで

4 その他参考となるべき事項（一時貸付の場合は参加人員等）

別記様式第2号

第 号
年 月 日

申請者

様

公立大学法人滋賀県立大学
財産管理責任者 印

滋賀県立大学施設等貸付許可書

年 月 日付けで申請のあった施設等の貸付については、下記条件により許可します。

記

- ## 1 貸付施設等の明細

- ## 2 使用目的

- ### 3 貸付期間

年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで

- ## 4 使用料

使用料 円（消費税および地方消費税を含む）
光熱水料等 不要・要（使用実績に基づく金額）
管理経費等 円（ ）

- ## 5 貸付条件